

農業委員会だより

“News from agricultural committee”

第52号

令和6年2月発行

編集・発行

帯広市農業委員会
だより編集委員会

TEL 0155-65-4224
FAX 0155-23-0160



「白い朝のメロディ」写真撮影：浦島 久

目次

農業委員会の活動報告	P2
農地所有適格法人報告書の提出について	P2
農業委員会に必要な手続き	P3
農地の賃借料情報	P3
農家のための農業者年金	P4
経営移譲年金を受給されている方へ	P5
帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告	P6
編集後記	P6



「農家のお嫁さんと女子会しませんか？」での結婚推進委員の様子

(関連記事は6ページ)

農業振興予算に関する要望

令和5年10月27日、帯広市農業委員会は、米沢市長に、「令和6年度農業振興予算に関する要望書」を提出しました。

〈要望内容〉

I. 国等に対する要請

- 一. 生産資材価格の高騰対策について
- 二. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について

- 三. 農業基盤整備事業予算の確保
 - 四. 治水対策強化及び地力回復に向けた支援
- #### II. 市の農業施策への要望

- 一. 土地改良事業の計画的推進と地域活動支援
- 二. 帯広市農林業育成資金の拡充
- 三. 防風保安林の管理
- 四. 有害鳥獣被害防止対策の強化
- 五. 酪農・畜産対策の推進
- 六. ICTなどの先進技術の導入促進
- 七. 変化する農業経営環境への対策
- 八. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化



十勝農委連講演会・研修会について

幕別町百年記念ホールで行われた本年度（令和5年11月15日）の十勝農業委員会連合会は、帯広畜産大学・森岡助教の講演会に始まり、女性農業委員意見交換会、そして、農地・農業者年金制度の研修会と、テーマは多岐にわたり充実した一日となりました。

森岡助教の講演では、環境負荷低減を目指した鶏ふん堆肥と鶏ふん灰の利用に関して紹介があり、需給調整も含めて環境への配慮が必要であることを改めて認識しました。利用性の点では未だ課題もあるようですが、今後はJークレジット制度など活用しながら利用促進が進むことを期待します。

また、（二社）北海道農業会議からは農地・農業者年金制度の説明を受けたほか、太陽光発電施設の在り方に関する検討、農地所有者の国籍確認の報告義務付けなど最新の情勢を学ぶ機会を得ました。

社会・環境の変化とともに制度等々も変わってきます。これからも最新の情報を得ながら、農業委員会の活動に還元できればと思います。

（窪田さと子委員）



**リモートセンシング技術を活用することで、
土壌肥沃度(窒素肥沃度)のバラツキに応じた
最適な化学肥料投入量と施肥技術をご提供いたします。**

ドローンによるリモートセンシング → 窒素肥沃度の把握 → 解析 → 可変施肥マップ → 自動可変施肥の実施

●ISO-BUS施肥機の場合、ISO-BUSターミナルにマップデータを投入することで可変施肥が対応可能です。

全層施肥機 / 4輪施肥機

可変施肥用コントロールアプリ (Android対応)

●GPSガイダンスシステムにも接続可能

必要な施肥量が一目瞭然！
精密施肥を実現！

総合コンサルタント
株式会社 **ズコーシャ**
ZUKOSHA

まずは、お気軽にご相談下さい。
0155-33-4402
it-agri@zukosha.co.jp
本社：帯広市西18条北1丁目17番地

http://www.zukosha.co.jp

忘れていませんか!?

農地所有適格法人の 報告書の提出について



報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合は、30万円以下の過料が科せられる場合があります。
(農地法第68条)

各法人の事業年度終了後
3か月以内に提出をお願いします。

こんな時は手続きが必要です!!



畑を買ったり借りたりしたい場合は、どうしたらいいの??

畑を売買または賃貸借したい場合は、農地法または農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要となります。また、贈与や使用貸借など無償契約の場合にも農地法に基づく手続きが必要です。これらの手続きをせずに行われる契約は無効となりますのでご注意ください。詳しくは農業委員会までご相談ください。



住宅や格納庫を建てたい場合は、どうしたらいいの??

農地を農地以外の目的に使うことを「農地転用」といい、農家住宅・格納庫を畑に建てる場合は農地法の手続きが必要となります。また、申請から許可までに、農業委員会総会での審議や申請内容によって北海道農業会議への意見聴取が必要な場合があり、さらに、農振法（農村振興課対応）の手続きが必要となる場合は、これらの手続きに6か月程度かかる場合があります。詳しくは農業委員会までご相談ください。



※事案により申請が異なりますので、申請については農業委員会または農業委員にご相談ください。

農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までの1年間に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は次のとおりです。

締結（公告）された地域名		最高額	最低額	平均額	データ数
北部	旧帯広市内	12,000円	12,000円	12,000円	1件
中部	北部地域、南部・南東部地域を除く全域	17,326円	5,556円	11,290円	65件
南部・南東部	広野、八千代、太平、上清川、岩内、拓成、以平、泉	13,000円	4,599円	9,238円	49件



司法書士
土地家屋調査士
行政書士

高橋・水城事務所

業務内容

土地・建物・会社登記・遺言
公正証書作成代行・相続手続・各種相談
農地申請
(現況証明・農地法3条、4条、5条・農地転用)

お気軽にご相談下さい

〒080-0802
帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階
TEL: 0155-67-1375 FAX: 0155-67-1376
定休日: 土曜・日曜・祝日 営業時間: 9時~17時

農家のための農業者年金

農業者年金に関する相談・問い合わせは、農業委員会または最寄りのJAへ

～特例付加年金（新制度）の受給について～

新制度に加入され、保険料の国庫補助を受けていた方（政策支援加入といいます）は、定められた手続きにより経営継承を行い農業者年金基金に裁定請求することにより、特例付加年金を受け取ることができます。

旧制度の経営移譲年金については、老齢年金と同じ受給額となりますので、**老齢年金の裁定請求**として手続きをお願いいたします。（令和4年1月1日以降）

注意

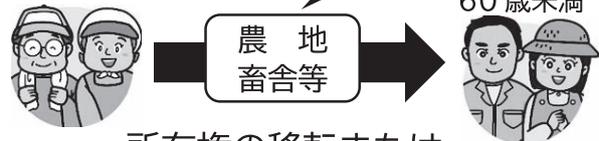
経営継承として必要な手続きについて

①農地や畜舎等の処分

自作する農地や自己所有している畜舎等を60歳未満の後継者または第三者に対し、所有権を移転するか10年以上の期間を定めて貸付けることが必要となります。農地の処分には農業委員会の許可が必要となりますので、期間に余裕をもって手続きしてください。

また、借入している農地や畜舎等については解約や後継者への利用権設定が必要となりますので、手続きが漏れないようにご注意ください。

農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地の面積を確定させるために測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。



所有権の移転または、
10年以上の期間を定めて貸付け

②諸名義の変更

「農業共済」、「経営所得安定対策等交付金」、「青色申告」の名義を後継者に変更してください。

経営継承の前1か月は農地の転用ができません！！

農地の転用をした場合は、特例付加年金の裁定請求できません。また、すでに受給している場合も支給停止除外要件に該当しない場合は支給が停止することがあります。

農地の譲渡や貸付についても同様となる場合がありますので、事前に農業委員会に相談してください。

注意



小林・中道司法書士 土地家屋調査士事務所

代表 小林 ^{カズ} ^{ノブ} 千 修

業務内容

土地・建物・会社登記・遺言
公正証書作成代行・相続手続
裁判書類作成・測量設計
農地申請（現況証明・農地法3条、4条、5条・農地転用）
各種相談

〒080-0804 帯広市東4条南22丁目15番地
TEL(0155)23-5865番 FAX(0155)25-3699番

農業者年金「現況届」の 提出を忘れずに

現況届の用紙は毎年5月末までに農業者年金基金から直接郵送されます。

提出しないと、
年金の支給が差し止
められてしまいます



6月30日までに、
農業委員会に提出してください



「これから支給される年金が減額される」
 「これまで受け取った年金を返すことになる」
 場合があります!!



後継者や第三者に経営継承・経営移譲された方



特例付加年金や経営移譲年金を受給している方について、下記のような支給停止要件に該当する場合、年金の支給が停止するほか、支給停止要件が発生した時点までさかのぼって返金していただくことになります。

農地の貸借の相手方の変更や農地転用など、農地の移動の予定があるときは、必ず事前に農業委員会またはJAに相談しましょう。

支給停止要件の一例

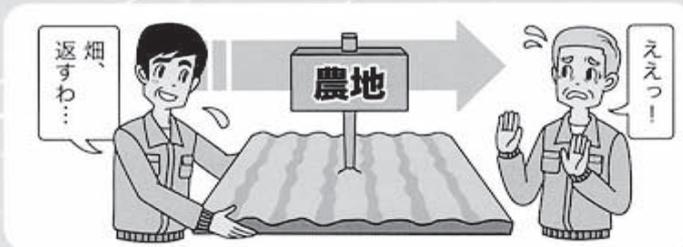
1

受給者自身が
 農業経営を
 再開した場合
 (農業経営を再開したと
 みなされる場合も含む)



2

後継者に貸していた
 農地が返還され、
 適切な対応を
 しなかった場合
 (第三者に貸している場合
 も同様です)



3

返還された農地(2)を
 農地以外に
 転用した場合



4

経営継承された方は、
 返還された農地(2)が
 遊休農地となり、
 農業委員会の利用意向
 調査を受けた場合



農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金に直接お問い合わせください。

帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告

【農家のお嫁さんと女子会しませんか?】の開催

令和5年11月19日にかじのビル内ロフトキッチンを会場に、農家に興味のある独身女性3名が参加し、座談会と食事会を開催しました。

協議会からは農協フレッシュミズを含む推進委員3名が出席し、農業への従事や両親との同居、子育て環境など、農家に嫁いだ女性の現状についての説明と活発なフリートークが行われました。

ケータリング料理を提供するノーザンジュエリーによる贅沢な昼食に舌鼓を打ち、農家のお嫁さんについて理解を深める機会になりました。

また、農業男性との交流会にも参加してみたいという声もあり、結婚推進事業の一助にもなりそうです。



【PrimeFarmersとめぐり逢えた冬2023】の開催

令和5年11月25日にかじのビル内ロフトキッチンを会場に、35歳以上の農業青年6名と独身女性5名が参加し、出張シェフによるおつまみ実演ショーや豪華なディナーを楽しんでいただきました。

出張シェフには料理研究家の後藤じゅん子さん（笑顔の食卓クリエイター）をお招きし、素敵な料理を提供していただきました。

食事のあと、男女1組ずつに分かれて交流を深めるトークタイムを行い、また今後の交流につながるよう、連絡先の交換も行いました。

終始なごやかな雰囲気で行われ、トークタイムでも会話が弾んでいたようですので、今後の進展が期待されるところです。



北十勝一市三町研修会

令和5年8月17日に音更町、士幌町、上士幌町、帯広市で構成する北十勝一市三町農業委員研修・交流会が開催され、当委員会からは、16名が参加しました。令和元年から4年ぶりの開催となる今回、開催地は上士幌町で、初めに北海道農業会議専務理事乾泰司氏より「農業委員会制度・活動と農業委員等の役割について」をテーマに研修が行われ、組織の成り立ちや業務内容、農地利用の最適化に向けた地域活動に関する法的根拠等について、お話を頂きました。その後、パークゴルフによる交流会と懇親会が行われ、各地域の作況や委員活動に関する意見交換を通じ親睦を深める良い機会となりました。

(荒川満雄委員)

農業者年金加入推進セミナー

令和5年11月29日に東京都の銀座プロッサム中央会館で農業者年金加入推進セミナーが開催され、帯広市農業者年金協議会から代議員3名と事務局員1名が参加しました。農業者年金の必要性の説明や、ここ数年で加入者が増加した他自治体の加入推進活動について報告を受け、帯広市も農業者年金の制度の普及と、未加入者に対する加入推進活動に一層尽力していかなければならないと感じました。



農業委員会だより 編集委員会

委員長	吉田宏	一之
副委員長	山崎博	之毅
委員	梶川敏夫	
委員	濱野美佐	
委員	工藤康英	
委員	兒玉満雄	
委員	荒川さと子	
委員	窪田健一	
委員	尾関健一	

編集後記

立春もとうに過ぎ春待ち遠しい今日この頃ですが、皆様は如何お過ごしでしょうか。

令和6年は元日から能登半島地震、2日には羽田空港での航空機事故という衝撃的な幕開けとなってしまいました。

コロナ禍を乗り越えたものの、インフルエンザの大流行と次々に見舞われる疾患も脅威となっています。

農業を取り巻く環境は、農業基本法の改正により新たな方向性を示されることになりましたが、農業委員会の役割である「農地法に基づいた農地の管理や農家の地位向上」を目的とした業務と共に農地利用の最適化や農業者年金加入によるメリット等を農業委員会だよりでお伝えしていきたいと考えています。

近年目立ってきている温暖化による猛暑や局地的豪雨等、地理的要因も大きくはありますが、当地での営農が順調に推移し、豊穡の年となりますよう願いつつ、結びといたします。

(だより編集委員 濱野 敏夫)

全国農業新聞 全国農業新聞を購読しましょう!

お申し込みはお近くの農業委員又は農業委員会へ
(発行日：毎週金曜日、購読料：月700円)